200197001370002

200197001370002	平成2/4/月23			
規制の名称	情報処理センターへの報告期限	所管府省	環境省	
根拠法令等	廃棄物処理法施行規則第8条の34	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課 課長 角倉 一郎	
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。			
規制内容の概要		関連する予 算	-	
規制の最近の改 廃経緯	_	関連する政 策評価結果	-	
又は新設する理	廃棄物処理法上、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理が適正になされたことを委託業者から迅速に確認する必要がある。紙マニフェストの場合、遠隔地等の場合のマニフェストの郵送期間を考慮し、運搬、処分終了報告をさせて確認することしている期間を10日以内としているが、電子マニフェストの場合、郵送作業等が必要ではなく、運搬、処分終了当日にシステム上で排出事業者に報告することも可能であるため、最大3日以内と規定しているところである。廃棄物の運搬、処分終了後にシステム上への報告を3日間猶予しているが、報告されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表れず、廃棄物の所在が曖昧な状況下にある。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、報告期限をさらに延長することは困難だが、現場にて運搬・処分を終了した場合に迅速にシステム上で報告作業ができるよう、平成26年度にスマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムに改良しているところであり、実際の運用面で対応できるよう配慮してまいりたい。	規制の維 持、改革又	規制の維持	
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	_			
見直し条項	_			
次の見直し時期				

(通知・通達等のID) (規制シートのID)

	(7)0-1-3-	
通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)		
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項		
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由		